家庭用燃料電池を発生源とする低周波音による健康被害の損害賠償請求について否定した事例

近接している隣家の敷地に設置された燃料電池ユニット(家庭用燃料電池)を発生源とする低周波音により健康被害を受けているとして同ユニットを設置、稼働させている隣家の者に対し、人格権に基づくその稼働の停止と同ユニット設置業者に対する不法行為に基づく損害賠償を求めた事例。裁判所はいずれの請求も棄却し、また将来にわたる損害賠償分の請求は、不適法として却下した。
(横浜地方裁判所令和3年2月19日判決、『判例時報』2520号59ページ)

原告ら：X1(X1宅所有者)、X2(X1宅同居者)
被告ら：Y1(隣家居住者で家庭用燃料電池設置・稼働者)、Y2(家庭用燃料電池設置工事業者)

事案の概要

1.当事者

X1(女性)とX2(男性)は、1999年11月より前から現在までXら宅に一緒に居住する者である。

Y1は、同月以降、Xら宅に一部隣接するY1宅に居住する者であり、Y2は、ガス機器、住宅設備等の販売、施工を業とする株式会社である。なお、X1宅とY1宅はいずれも一戸建てである。

2.家庭用燃料電池の設置

Y2は、2013年11月中旬、Y1宅の敷地内(屋外)に燃料電池コージェネレーションシステムである燃料電池ユニット1台(E製造。本件家庭用燃料電池)の設置工事を施工し、Y1は、同月下旬、本件家庭用燃料電池の稼働を開始した。なお、Xら宅敷地とY1宅敷地とは互いに接している部分があり、また、両敷地は、それぞれに隣接する第三者宅(隣家)敷地と接している部分がある。本件家庭用燃料電池は、Y1敷地内のY1壁面に沿って、Xら宅リビングの壁面から5メートル弱の位置(短辺の位置)に、長辺が隣家敷地に向いて設置されている。

3.Xらの受診

X1は、2015年10月中旬、動悸(どうき)を主訴として医療機関を受診し始め、心室期外収縮が認められて経過観察となり、その後、2017年7月下旬、片頭痛治療を開始し、生活上のストレスから頭痛発作が増加する旨を訴えて、2019年3月上旬現在、片頭痛予防薬、発作時治療薬投与を継続中であった。また、以後、めまいで受診したり、急性胃腸炎やふらつきで救急受診することがあった。

4.調停の提起

Xらは、2018年11月下旬、Y1を相手方とし、本件家庭用燃料電池が発生させる低周波音による健康被害を解消するための対策を講じること

を求めて、保土ヶ谷簡易裁判所に民事調停の申し立てをした。Y2は、利害関係人として、調停事件に参加し、Y1とともに、Xら宅内で測定されたとされる測定値は、環境省の公表した「低周波音問題対応の手引書」記載の低周波音による心身に係る苦情に関する参照値を下回るなどと主張した。同調停事件は、３回の調停期日を経て、不調で終了した。

５．本件訴訟の提起

Xらは、2019年６月下旬、本件訴訟を提起し、Y1に対しては本件家庭用燃料電池の稼働停止、Y2に対しては将来分も含めた損害の賠償を求めた。Xらは、本件家庭用燃料電池を発生源とする低周波音が継続的にXら宅に到達しており、Xらが継続的に同低周波音に暴露しているために、Xらに健康被害が生じているというべきである、などと主張した。これに対し、Yらは、Xらの主張について全面的に争った。

６．争点

この訴訟の争点は次のとおりである。

①権利侵害性ないし法益侵害の成否（争点１）

Xらが本件家庭用燃料電池を発生源とする低周波音により健康被害を受け、同被害が継続していると認められるか。

②差し止めの必要性の有無（争点２）

Y1による本件家庭用燃料電池の稼働を差し止める必要性があるといえるか。

③過失の有無

Y2は、本件家庭用燃料電池の設置につき、過失があったといえるか。

④損害額

７．用語

判決理由に出てくる用語は次のとおりである。①「低周波音」とは、低周波数の可聴音と超低周波音（周波数20Hz以下の音波）を含む音波をいう。およそ100Hz以下の音波が低周波音と呼ばれている。②「デシベル（db）」とは、計量法別表２に定める音圧レベルの計算単位であり、ある基準値（音圧レベル）に対する比の常用対数の値を10倍した単位をいう。音圧に対する感覚的数値として、対数尺度の音圧レベルを用い、その単位としてデシベル(db)が用いられる。③「低周波音の感覚閾値（いき）」とは、ISOで定められている最小可能閾値をいう。年齢18歳以上25歳以下の聴覚健常者を対象とする実験に基づくもの。④「３分の１オクターブバンド分析」とは、周波数分析の手法の一つであり、１オクターブを３分割したオクターブバンド（周波数帯域）に含まれる音の音圧レベルを分析するものである。分析結果は、３分の１オクターブバンド中心周波数ごとの音圧レベルで示されている。これに対し、⑤「FFT分析」とは、周波数分析の手法の１つであり、様々（さまざま）な周波数の音が含まれている音に対し、どの周波数の音がどの程度含まれているかを分析するものである。分析する周波数の範囲と、その範囲内で分解する点数によって決まる周波数分解能ごとの音圧レベルを分析することができる。

理由

Xらは、本件家庭用燃料電池から発生する低周波音によって健康被害を受けたとして、Xら提出の報告書（X宅の騒音測定実施結果報告書）記載のXら宅内の測定値が、低周波音の感覚閾値と欧州４か国の基準値の平均値を超えていることを理由の１つとして挙げる。しかし、低周波音の感覚閾値や外国のガイドラインに示される基準値について、直ちにわが国における規範性を認めることができないことを措（お）くとしても、これらの値は３分の１オクターブバンド分析の結果を前提とするものであるのに対し、報告書に記載された測定結果は、FFT分析の結果を示

すものであって、３分の１オクターブバンド分析の結果を示すものではないから、そもそも比較の対象とすることができないものというべきであり、報告書は、Xらの主張を認めるに足りるものとはいえない。

この点、Xらは、FFT分析は３分の１オクターブバンド分析より精度が高いとかXらが測定を依頼した専門業者Dによって行われた仙台市や東京都足立区で実施した低周波音の測定結果の報告書では、両分析による測定値に数値的な差はなかったと主張するが、両分析の結果とでは数値が異なるものと考えられ、また、FFT分析は、騒音発生の原因を調べるという観点では好適とされるが、人の感覚との関係が問題となる騒音の評価のためには、FFT分析は不適当であり、３分の１オクターブバンド分析によるべきであると考えられる。Xらは、騒音の原因の調査と評価とを混同している。

また、報告書は、FFT分析による測定値としての音圧レベルを色の違いにより表示するものであり、測定された低周波音の音圧レベルを正確に読み取ることはできない。この点は、Dが仙台市等で実施した報告書における測定値についても同様であり、分析方法による測定値に差がなかったとはいえない。

以上のほか、報告書の測定は、本件家庭用燃料電池を稼働させた状態と停止させた状態とを比較対照をしておらず、本件家庭用燃料電池の稼働の有無とXらの体感との対応関係も示されていないことはもとより、本件家庭用燃料電池以外の音源となり得るもの（エアコンの室外機や冷蔵庫など）が一切存在しない状態で行われたといえるのか、風の影響が排除されているといえるのかも明らかでないから、室外における測定結果をもって、直ちに本件家庭用燃料電池の運転音をとらえたものと断定することができるか疑問なしとしないし、Xら宅内の測定場所は１か所しかなく、被害の原因を調査するための測定としての妥当性にも疑問がある。夜６時から翌朝８時までの14時間の測定を１回実施したのみで、本件家庭用燃料電池の稼働開始から現在に至るまで、低周波音の状況が同一のまま継続していたとみることにも疑問がある。

Xらの健康状態についても、診療録は提出されておらず、現在に至るまで同一のまま継続しているとみることには疑問があるし、健康被害の原因が本件家庭用燃料電池の低周波音以外にはあり得ないと認めるに足り得る証拠もない。

以上によれば、本件家庭用燃料電池の低周波音により健康被害を受け、同被害が継続しているものと認めることはできない。

解説

１．本件訴え

本件は、隣家の土地に設置された燃料電池ユニットである家庭用燃料電池から発生する低周波音により健康被害を受けたとするXらが、隣家のY1に対し家庭用燃料電池の稼働の停止とこれを設置した業者に将来分を含めた損害賠償を求めた近隣公害訴訟の事案に関する判決である。本判決は、本件家庭用燃料電池による低周波音によりXらが健康被害を受け同被害が継続しているとの事実関係に直接かかわるXらの提出に係る証拠は、①本件家庭用燃料電池とXら宅との位置関係に関する写真、②Xらの健康状態に関する診断書等、③低周波音の測定結果に関する報告書、④Xらの陳述書に限られるところ、X宅の騒音測定実施結果報告書の分析は、低周波音の感覚閾値や諸外国のガイドライン分析手法とは異なる手法によるものであることなど、報告書としての証拠価値は極めて低いなど、これらの証拠を総合しても上記事実関係は立証されていないとして、Xらの請求を棄却している。なお、XらのY2に対する将来の損害賠償請求部分については、将来給付の訴えを提起すること

ができる適格性を欠くから不適法であるとして却下している。

2. 低周波音をめぐる行政の対応

わが国における騒音に関する法令上の規制としては、環境基本法に基づく規制基準や主に事業活動から生じる騒音と自動車騒音を対象とした騒音規制法が存在するが、現行法上、低周波音それ自体を対象とする法令上の規制はない。しかし、環境庁（当時）は2000年10月に「低周波音の測定方法に関するマニュアル」を作成したが、これは地方公共団体における低周波音問題対応に役立てるため公表したものである。また、環境省水・大気環境局大気環境生活室は、2020年３月、「地方公共団体担当者のための省エネ型温水器等から発生する騒音対応に関するガイドブック」を公表した。同ガイドブックは、地方公共団体の担当者等が省エネ型温水器等による騒音等の苦情対応の現場で、苦情原因の見極め方や苦情解決のための手引きとして作成されたものである。さらに、消費者庁の消費者安全調査委員会は、「家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の健康症状が発生したとされる事案」を報告し、「家庭用コジェネの運転音の人体への影響及びそのメカニズムには不明な点もあることから、現時点で家庭用コジェネの運転音と不眠等の症状の関連を断定することはできないものの、今回の調査で個別の事案において対応関係がみられたことから、その関連性は否定できない」としている。

3. 低周波音問題

かつての低周波音問題は、工場の機械音、トラックディーゼル車のエンジン音、航空機からの騒音などであったが、最近では、風力発電施設からの低周波音や民間に設置される給湯器、集合住宅のポンプ設備、受電分配設備から出る低周波音が問題とされ、家庭用の自然冷媒CO_2ヒートポンプ給湯機、ガス発電・給湯暖房システムや家庭用燃料電池の低周波音による健康被害が問題とされている。本件も家庭用燃料電池の低周波音による健康被害に関する判例である。本件では、差し止め請求も、損害賠償請求も棄却とされているが、日本弁護士連合会は2013年12月20日に「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」を公表している。

4. 判例

参考判例には、低周波音の公害事件の最近の判例を挙げた。

参考判例

①東京地方裁判所平成29年９月12日判決（『判例タイムズ』1451号215ページ、低周波音被害国家賠償請求事件。低周波音による健康被害を訴える原告らが、環境大臣が低周波音について規制をしなかったなどと国家賠償を求めた訴え。いずれも請求棄却）

②東京地方裁判所平成27年10月９日判決（LEX/DB、自宅マンション近くの高速道路の換気所の低周波音により健康被害を被ったとして、マンションに居住する夫婦が不法行為に基づく損害賠償を求めた。請求棄却）

③名古屋地方裁判所平成27年４月22日判決（『判例時報』2272号96ページ、風力発電施設の近くに居住する原告が同施設の低周波音により健康被害を被ったとして、同施設を設置、運転している被告会社に対し、不法行為に基づき損害賠償を求めた。請求棄却）